

第1章 一般仕様書

第1節 総 則

1. 適用範囲

本仕様書は、山武郡市環境衛生組合（以下、「組合」という。）が委託する埋蔵文化財調査前伐採業務（以下、「本業務」という。）に適用する。

2. 業務の目的

本業務は、現在計画中の新ごみ処理施設を建設するために計画用地内の埋蔵文化財本調査を実施するために事前に既存樹木を伐採することを目的とする。

3. 業務の名称

埋蔵文化財調査前伐採業務委託

4. 業務場所及び業務範囲面積

千葉県山武市松尾町金尾 1127-1 の一部（既存施設敷地の東側に接する組合用地）
業務範囲面積 0.9667ha

5. 業務期間

契約締結日の翌日から令和6年12月23日まで

6. 成果物

受託者は、業務が完了したときは、遅滞なく特記仕様書に定める成果物を完了届とともに監督員に提出しなければならない。

第2節 一般事項

1. 適用範囲

特記仕様書に記載された事項は、一般仕様書に優先するものとする。

2. 受託者の責務

受託者は、組合との十分な協議を行い、業務の目的を十分に理解し安全に遂行しなければならない。

3. 関係法令等の遵守

業務の遂行にあたり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」をはじめ、労働安全衛

生法令（伐木作業・林業安全）、森林法等の関連する法令、規則、通知等及び条例等を遵守すること。

4. 機密の保持

受託者は、本業務の遂行において知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。また、受託者は中立性を厳守し、工事の実施に努めなければならない。

5. 関係官公署との協議

受託者は、関係する官公署との協議を必要とするとき、又は協議を求められた場合、誠意をもってこれにあたり、協議の内容を遅滞なく組合に報告しなければならない。

6. 打合せ等

本業務を適正かつ円滑に実施するため業務の過程において打ち合わせを行う。受託者は、業務の遂行において、協議事項の内容を確認するため、打合せの都度議事録を提出し、組合の承認を得るものとする。

7. 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了にあたって、下記の書類を提出しなければならない。

- 1) 着 手 届
- 2) 業務計画書、工程表、業務体制表
- 3) 作業管理者の選任届及び経歴書
- 4) 完 了 届
- 5) 請 求 書

8. 組合の監督員、受注者の作業管理者

本組合は監督員を定め受託者に通知する。監督員がその権限を行使するときは書面にて行う。

受託者は、作業管理者を選任し本組合に届け出る。作業管理者は業務に際して使用人等に適宜、安全対策、環境対策、衛生管理、地元関係者に対する対応等の指導及び教育を行うとともに業務が適正に履行されるように管理及び監督をしなければならない。

9. 工程

受託者は、業務の遂行上、工程に変更が生ずると予測される場合、直ちに工程表の変更届を提出し、組合と協議を行い、承認を受けなければならない。

10. 作業時間、休日等

業務期間は、雨天や休日等を見込み、休日等については日曜日、祝日のほか、原則として業務期間中の土曜日を含んでいる。

11. 土地への立入り等

受託者は、業務を遂行するために公有地、または私有地に立入る場合は、組合と協議を行い、了解を得なければならない。

伐採範囲の北側の組合敷地及び赤道を挟んだ東側の私有地は、森林法の林地にあたるため伐採において樹木を倒さないこと及び立ち入りを禁止する。

12. 疑義の解釈

業務の遂行において、仕様書に明示されていない疑義が生じた時は、受託者は組合と協議し、その解釈を定めるものとする。受託者は業務に対し、技術的かつ良心的に取り組み、業務上必要と認められる軽微なものについては、受託者の責任において行うものとする。

13. 交通安全対策等

業務にあたり、大型車の出入り、作業看板等の設置の際には現場着手日～工事完了予定日並びに作業開始～終了時間を明示すること。また、設置位置については、監督員と協議を行うこと。

必用に応じて交通誘導員の配置、交通安全、路面清掃、騒音振動の配慮を行い、車両の通行については、一般車両を優先とすること。

伐採作業において前面公道（県道 22 号）に支障のない作業を行なうこと。また、積載物の落下等により路面を損傷し、あるいは汚損すること及び、高さがある積載物により上空の電線を損傷することがないようにすること。公共物に損傷等が症いた場合は受託者の負担にて復旧すること。

14. 近隣対応

第三者からの説明の要求又は苦情があった場合は直ちに誠意をもって対応し、その経過について記録し遅滞なく監督員に報告する。

15. 建設機械

使用機械については、排出ガス対応型の第 1 次基準値以上のものを使用すること。排出ガス対策型機械の調達が困難な場合は、監督員と協議すること。

使用機械については、低騒音（低振動）型建設機械を使用すること。低騒音（低振動）型機械の調達が困難な場合は、監督員と協議すること。

16. 過積載の防止

積載重量制限を超過して搬入・搬出等において積み込まず、積み込ませないこと。

17. 不正軽油の使用防止

本業務の実施にあたっては、下記の事項を遵守すること。

- (1) 現場で不正軽油を使用しないこと、使用させないこと、購入しないこと。
- (2) 取引関係にある運送事業者等が不正軽油を使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- (3) 下請契約の相手方、または燃料納入業者を選定するにあたっては、不正軽油を使用する者、または不正軽油を販売する者を排除すること。

18. 再委託の禁止

受託者は本業務の一部または全部を他に請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面による委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

19. 事故報告

受託者は、業務中に事故が発生した場合には直ちに監督員に連絡するとともに指示する期日までに、事故報告書を提出しなければならない。

20. 検 査

受託者は、完了時に成果品の検査を受けなければならない。検査時点で請負者の帰すべき理由により是正が必要な箇所を指摘された場合は、受託者は速やかに是正等の措置を行うものとし、これに要した費用は受託者の負担とする。

第2章 特記仕様書

1. 業務内容

本業務は、本組合が指定する範囲の森林の樹木伐採及び除草を行う伐開業務であり、公道を除く組合用地内の伐採範囲の境界は、事前にトラ柄ロープで組合にて示す。なお、伐採届を山武市に提出済みである。

2. 伐採要領

埋蔵文化財調査においてエリア内の掘削土移動を行うため、伐採樹木の切断位置はできる限り根本に近い位置とする。また、古墳内は、できる限り山の表面に沿って切断すること。

また、地面下の深さ 50 cmを超える深さに遺跡があるため、切断時の樹木が倒れる際に表土を深く損傷させることがないように配慮すること。

伐採木は、枝払いを行った後に搬出の荷積みする積載寸法を 4 m以下に切断する。

3. 工事中の仮設設備等

現場作業中に使用するトイレ及び水道水は受注者が仮設で用意すること。ただし、水道水の補充は本組合の指定する水栓を使用してもかまわない。また、通勤車両は本組合と協議して本組合敷地内の指定する位置を使用してもかまわない。

4. 業務計画書

1) 受託者は、契約締結後 14 日以内に別に定める業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。

2) 業務計画書には、契約図書に基づき以下の事項を記載するものとする。

- (1) 業務概要 (2) 業務日程 (3) 業務組織計画 (4) 安全管理
- (5) 使用機械 (6) 使用資材 (7) 業務方法及び業務確認 (8) 業務管理計画
- (9) 緊急時の体制及び対応 (10) 交通管理 (11) 環境対策
- (12) 作業環境の整備 (13) 再生資源の利用促進と建設副産物の適正処理方法
- (14) その他

3) 受託者は業務計画の内容に変更が生じた場合には、そのつど当該業務に着手する前に変更に関する事項について、変更計画書を提出しなければならない。

5. 発生材の運搬・処理

1) 受託者は、草・剪定屑等の発生材運搬処理を行う場合は、関係法令に基づき適正に処理するものとし、運搬物が飛散しないようにしなければならない。

2) 受託者は、発生材の受け入れ先を本組合と協議し承諾を得るものとする。発生材の受け入れ場所及び受け入れ日時、搬出量について記録し報告しなければならない。

6. 指定樹木の一部の保存

本組合では、新施設に展示し啓発・教育等の目的で山武杉・ヒノキ等を用いる展示その他を行う計画をしているため伐採木の一部を本組合に引き渡すものとする。内容は次のとおり。

- ・伐採範囲図に示す樹木番号No.586〔スギ：樹高 50m、直径 49 cm〕輪切り 50 cm
 - ・伐採範囲図に示す樹木番号No.594〔ヒノキ：樹高 30m、直径 103 cm〕輪切り 50 cm
- (参考：最大直径 105 cmのスギNo.665 は次回伐採の範囲にある。)

7. 業務中の提出書類

業務中に作成し本組合に提出する書類はつぎのとおり。

- ・打合せ議事録
- ・月間工程表・週間工程表
- ・業務記録写真
- ・使用重機・車両写真（産廃許可番号を含める写真）
- ・日報
- ・搬出（受入れ）記録書

8. 打合せ頻度等

本組合は、一般の搬入車両及び収集車が県道を通るため、作業内容を 1 週間ごとに事前に工程説明をすること。打合せ会議は隔週に行うこととし工程に沿って適宜日程を定めるものとする。

9. 成果物

本業務の成果物は、前述 7 に示す書類とする。

2 部（A 4 版ファイル）

- ①打合せ議事録
- ②業務記録写真（完了時写真を含む）
- ③使用重機・車両写真
- ④日報の写し
- ⑤搬出（受入れ）記録書
- ⑥上記の電子データ（PDF 版）一式

資料 伐採数量参考値

本業務で伐採する樹木本数を示すが、本業務は表に含まれていない直径の小さな小木、草本等を含めて処理する。

埋蔵文化財調査前伐採樹木数量集計表

番地		1127-1
面積	(ha)	0.9667
樹種	樹高cm	調査前
すぎ	500 未満	0
	1000 未満	0
	1500 未満	6
	2000 未満	22
	2000 以上	128
ひのき	500 未満	0
	1000 未満	4
	1500 未満	57
	2000 未満	99
	2000 以上	96
針葉樹	本	412
広葉樹	500 未満	0
	1000 未満	7
	1500 未満	9
	2000 未満	11
	2000 以上	2
広葉樹	本	29
計		441
立木幹材積 (m3)	山武杉	478.758
	ヒノキ	305.570
	針葉樹	784.328
	広葉樹	17.485
	計	801.813
※立木幹材積は、千葉県 H.P. からとし、表にない大木は比例計算とした。		